

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。

第二条中「二万千八百一人」を「二万千七百七十五人」に改める。

附 則

この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行																				
第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>高等裁判所長官</td><td>八人</td></tr><tr><td>判事</td><td>二、一五五人</td></tr><tr><td>判事補</td><td>八五七人</td></tr><tr><td>簡易裁判所判事</td><td>八〇六人</td></tr></table> 第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百七十五人とする。	区分	員数	高等裁判所長官	八人	判事	二、一五五人	判事補	八五七人	簡易裁判所判事	八〇六人	第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>高等裁判所長官</td><td>八人</td></tr><tr><td>判事</td><td>二、一五五人</td></tr><tr><td>判事補</td><td>八九七人</td></tr><tr><td>簡易裁判所判事</td><td>八〇六人</td></tr></table> 第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百一人とする。	区分	員数	高等裁判所長官	八人	判事	二、一五五人	判事補	八九七人	簡易裁判所判事	八〇六人
区分	員数																				
高等裁判所長官	八人																				
判事	二、一五五人																				
判事補	八五七人																				
簡易裁判所判事	八〇六人																				
区分	員数																				
高等裁判所長官	八人																				
判事	二、一五五人																				
判事補	八九七人																				
簡易裁判所判事	八〇六人																				

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

本則関係

「第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。」の例……………
…………… 1 ページ

「第二条中「二万千八百一人」を「二万千七百七十五人」に改める。」
の例……………
… 1 ページ

附則関係

「この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅
い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「近年の・・・状況を踏まえ」の例…………… 1 ページ

「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の
裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。」の例
…………… 2 ページ

令和三年十二月
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法 関係
用例集

【「本則」関係】

- ① 「第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十二号）

第一条の表中「一、九五三人」を「一、九八五人」に改める。

- ② 「第二条中「二万千八百一人」を「二万千七百七十五人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十号）

第二条中「二万千八百十八人」を「二万千八百一人」に改める。

【「附則」関係】

- ③ 「この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十号）

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

- ④ 「近年の・・・状況を踏まえ」の例

○ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）
平成二十一年・第百七十一回国会提出合本

近年の商店街を取り巻く厳しい状況を踏まえ、商店街の活性化を図るためには、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

⑤ 「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十号）
令和三年・第二百四回国会提出合本

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資 料 目 次

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2 裁判官の定員の減員等	2
3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について	3
4 別紙（1～4）	5

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

(1) 判事補の員数を40人減少すること（第一条関係）

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を40人減少しようとするもの。

(2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少すること（第二条関係）

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、家庭裁判所調査官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を67人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少しようとするもの。

3 施行期日

令和4年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

1 裁判官の定員の減員

区 分	理 由	減員数
判事補	事件動向及び充員状況を踏まえた定員の見直し	40

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
家庭裁判所調査官	国家公務員のワークライフバランス推進	2			2
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員のワークライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-47	-8
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-18	-18
合 計		41		-67	-26

平成２３年以降、改正法案の施行日を「４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」としている理由について

１ 裁判所職員の定員には、裁判所職員定員法において定められる定員（以下「法律定員」という。）と一般会計予算において定められる定員（以下「予算定員」という。）とがあるが、両者は、いずれも、裁判所の事務を遂行するために必要な職員の員数という観点から定められるものであるから、基本的に一致すべきものであり、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）の施行日については、会計年度の初日である４月１日とすることが望ましい。

２ また、平成２２年度までは、判事補から判事となる者の判事任官日が毎年４月初旬であったことから、改正法案の成立が４月以降にずれ込むと、判事への任官の一部抑制や人事異動の凍結といった深刻な事態を招来し、裁判の運営そのものに重大な支障を来すことを理由に、改正法案を日切れ扱いとして４月１日を施行日とする形での法改正を行ってきた。

しかし、平成１１年度に実施された司法修習制度の変更（司法修習５３期以降は、修習期間が約２年から約１年６か月に短縮された。）により、平成２３年度からは、判事補から判事となる者の判事任官時期が１０月以降となったため（注）、改正法案の成立が４月以降にずれ込んだとしても、直ちに上記のような裁判の運営に重大な支障を生じることにはならないことから、平成２３年以降、改正法案を日切れ扱いにしないこととしたものである。

３ もっとも、法律定員と予算定員をなるべく一致させるべきであることは、前記１のとおりであって、仮に改正法案の成立が４月以降にずれ込んだとしても、可及的に近付けるべきであることに変わりはない。

４ 以上のことから、平成２３年以降、改正法案については、その施行日を「４

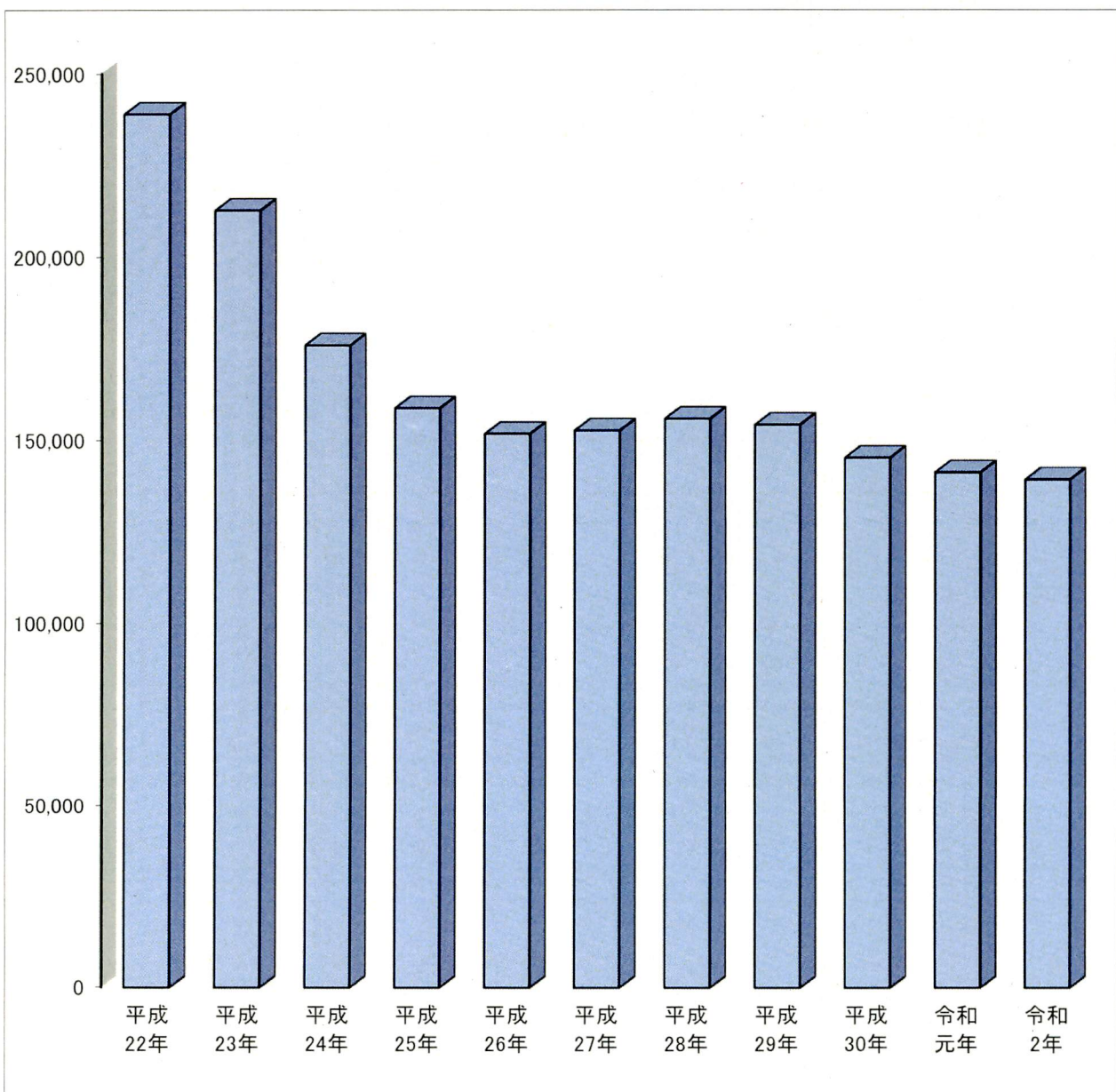
月 1 日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」と定めている。

注) 判事任官時期

修習期	修習期間	判事補任官時期	判事任官時期
52期	約2 年	平成1 2 年4 月	平成2 2 年4 月
53期	約1 年6 か月	平成1 2 年1 0 月	平成2 2 年1 0 月
54期	約1 年6 か月	平成1 3 年1 0 月	平成2 3 年1 0 月
55期	約1 年6 か月	平成1 4 年1 0 月	平成2 4 年1 0 月
56期	約1 年6 か月	平成1 5 年1 0 月	平成2 5 年1 0 月
57期	約1 年6 か月	平成1 6 年1 0 月	平成2 6 年1 0 月
58期	約1 年6 か月	平成1 7 年1 0 月	平成2 7 年1 0 月
59期	約1 年6 か月	平成1 8 年1 0 月	平成2 8 年1 0 月
現行60期	約1 年4 か月	平成1 9 年9 月	平成2 9 年9 月
新60期	約1 年	平成2 0 年1 月	平成3 0 年1 月
現行61期	約1 年4 か月	平成2 0 年9 月	平成3 0 年9 月
新61期	約1 年	平成2 1 年1 月	平成3 1 年1 月
現行62期	約1 年4 か月	平成2 1 年9 月	令和元年9 月
新62期	約1 年	平成2 2 年1 月	令和2 年1 月
現行63期	約1 年4 か月	平成2 2 年9 月	令和2 年9 月
新63期	約1 年	平成2 3 年1 月	令和3 年1 月
現行64期	約1 年4 か月	平成2 3 年9 月	令和3 年9 月
新64期	約1 年	平成2 4 年1 月	令和4 年1 月(予定)
現行65期	約1 年4 か月	平成2 5 年1 月	令和5 年1 月(予定)
新65期	約1 年	平成2 5 年1 月	令和5 年1 月(予定)
66期	約1 年	平成2 6 年1 月	令和6 年1 月(予定)

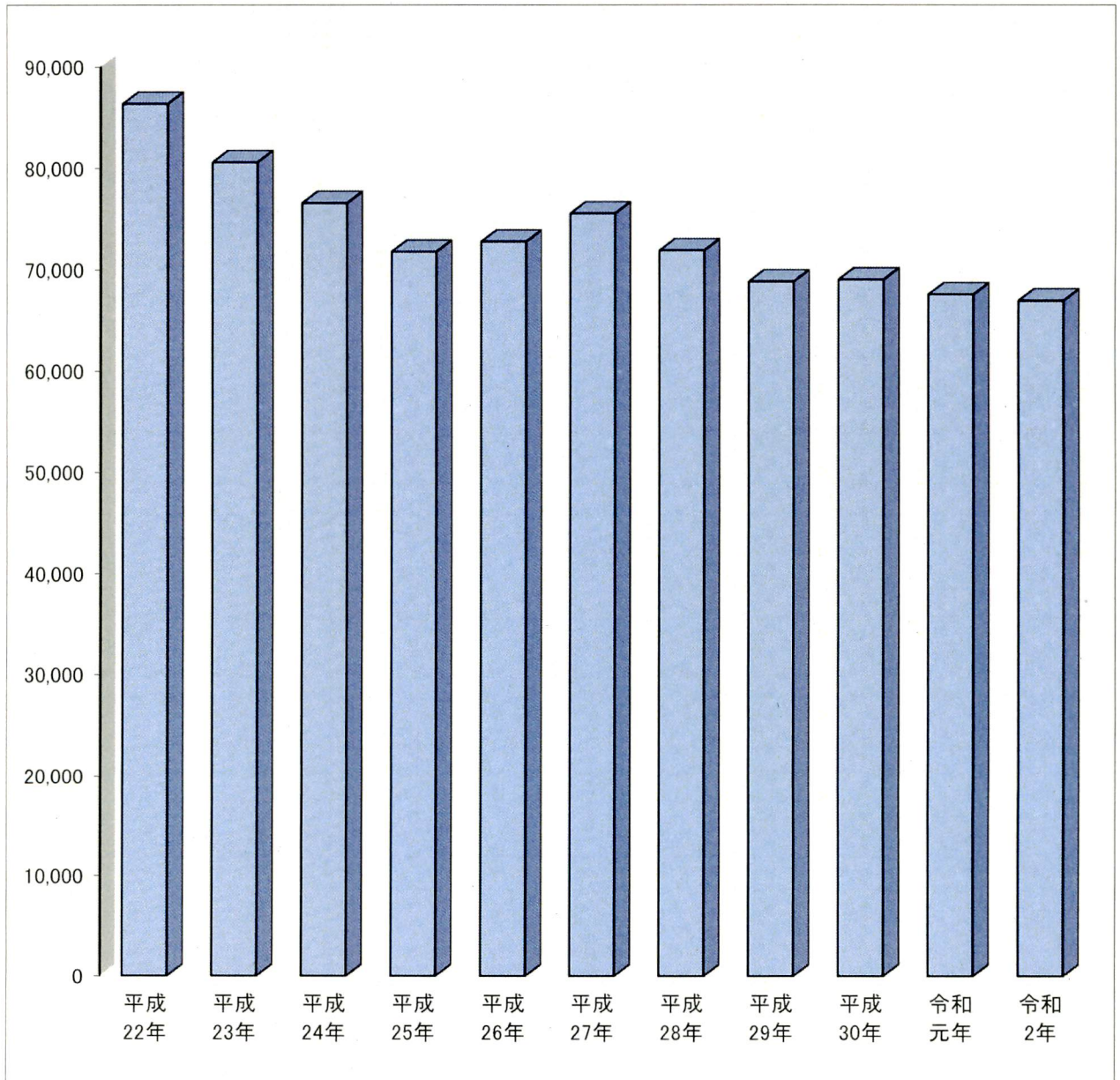
民事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	238,889	212,596	175,765	158,660	151,637	152,529	155,740	154,102	145,038	141,060	139,101
対前年比	—	89.0%	82.7%	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%	94.1%	97.3%	98.6%



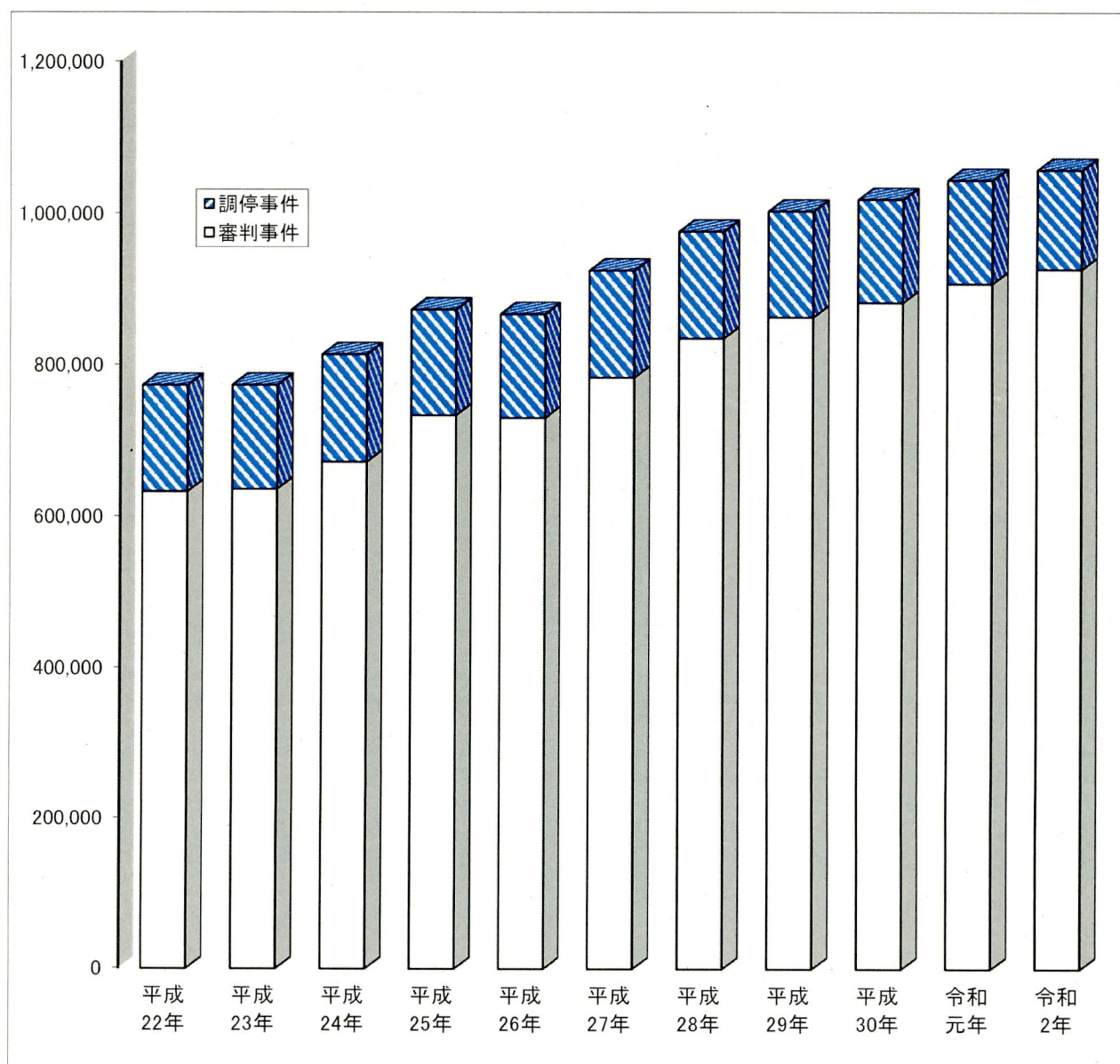
刑事訴訟事件（地方裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	86,387	80,608	76,588	71,771	72,776	75,566	71,900	68,830	69,028	67,554	66,939
対前年比	—	93.3%	95.0%	93.7%	101.4%	103.8%	95.1%	95.7%	100.3%	97.9%	99.1%



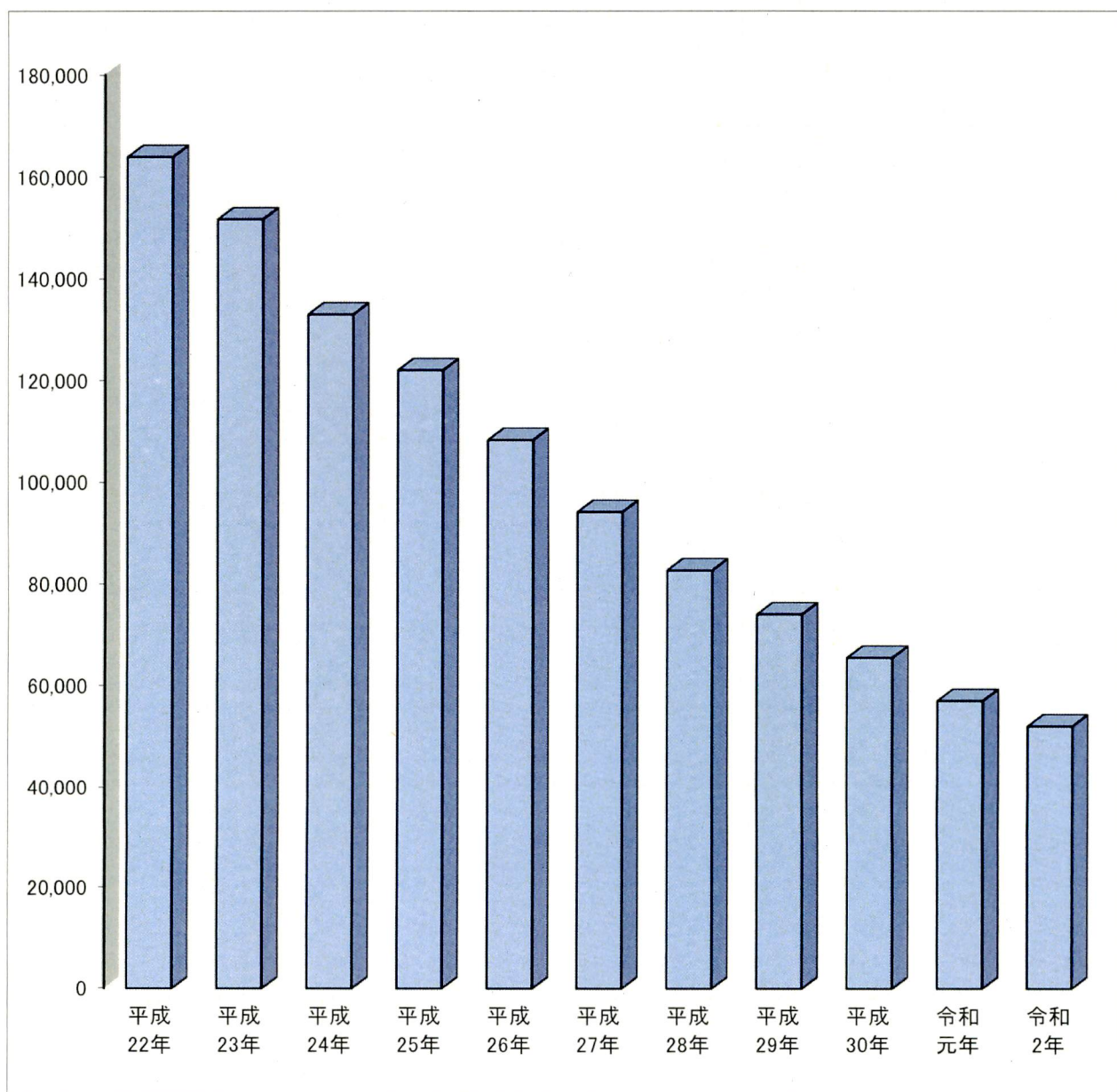
家事事件（家庭裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
審判事件	633,337	636,758	672,682	734,227	730,608	784,088	835,713	863,884	883,000	907,798	926,830
対前年比	—	100.5%	105.6%	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%	102.2%	102.8%	102.1%
調停事件	140,557	137,390	141,802	139,593	137,207	140,822	140,640	139,274	135,784	136,359	130,937
対前年比	—	97.7%	103.2%	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%	97.5%	100.4%	96.0%
総 数	773,894	774,148	814,484	873,820	867,815	924,910	976,353	1,003,158	1,018,784	1,044,157	1,057,767
対前年比	—	100.0%	105.2%	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%	101.6%	102.5%	101.3%



少年保護事件（家庭裁判所）

年 次	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
新受総数	163,773	151,528	132,824	121,914	108,121	93,993	82,603	74,019	65,454	56,975	52,019
対前年比	—	92.5%	87.7%	91.8%	88.7%	86.9%	87.9%	89.6%	88.4%	87.0%	91.3%



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

判事補の員数を40人減少し、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少する。

1 骨子

判事補の員数を40人減少し（第1条関係）、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少する（第2条関係）。

2 留意事項

本法律案は、予算関連法案である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【参照条文】

法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 参照条文

目次

一 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号） 1

第九編 司法 (裁判所職員定員法)

二〇二

六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四〇法二八・
昭四一法二三・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五法六・
昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭
五一法一九・昭五二法一三・昭五三法一二・昭五四法一七・昭五五法二〇
・昭五六法六・昭五七法二六・昭五八法一九・昭五九法一一・昭六〇法二
〇・昭六一法二六・昭六二法一六・昭六三法一二・平元法一六・平二法一
八・平三法一九・平四法一九・平五法一三・平六法二六・平七法二九・平
八法二〇・平九法二五・平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平
一三法三・平一四法一〇・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平
一八法一三・平一九法一七・平二〇法一一・平二一法一一・平二二法一一
・平二三法一八・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法
二五・平二八法五二・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令二
法二〇・一部改正)

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月
以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数
は、二万千八百一人とする。

（昭二六法二九八・全改、昭二七法一五五・昭二九法一八七・昭三〇法五
六・昭三三法一一五・昭三四法一六八・昭三五法二六・昭三五法一六四・
昭三六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四一法二
三・昭四一法一一・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五
法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一
九・昭五一法一九・昭五二法一三・昭五三法一二・昭五四法一七・昭五五
法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六

二法二六・昭六三法一二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・平四法
一九・平五法一三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・
平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇
・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法六
〇・平二一法一一・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七
法二五・平二八法五二・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令
二法二〇・令三法二〇・一部改正)

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則

（昭和二十六年二月六日法律第二九八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則

（昭和四一年七月一日法律第二一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内
において政令で定める日から施行する。

（昭和四一年政令第三八〇号で昭和四一年二月三一日から施行）

附 則

（昭和四七年三月二日法律第九号）

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五〇年三月二日法律第一九号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五三年三月二日法律第二二号）

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五四年三月二日法律第一七号）

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三十一日法律第六号)

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月三十一日法律第二六号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月三十一日法律第一九号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日法律第一一号)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月三十一日法律第二二号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日法律第一六号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日法律第一八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

第九編 司法 (裁判所職員定員法)

附 則 (平成三年三月三十一日法律第一九号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日法律第一九号)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日法律第一三三号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十一日法律第二六号)

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月三十一日法律第二九号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二五号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日法律第二七号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日法律第二七号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三十一日法律第三三三号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三十一日法律第一〇号)

第九編 司法（裁判所職員定員法）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年四月九日法律第二四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三十一日法律第一三三号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日法律第一三三号）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三十一日法律第一七号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三十一日法律第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条の改正規定に限る。）及び附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（施行の日）平成二十二年四月一日）

附 則 （平成二〇年四月二日法律第一二号）

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日法律第一二号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年四月三十一日法律第一八号）

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のい

ずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二四年九月五日法律第七五号）

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のい

ずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二五年五月一六日法律第一六号）

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のい

ずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二六年四月四日法律第一八号）

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のい

ずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二七年五月三十一日法律第二五号）

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のい
ずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五二号)

この法律は、平成二八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二九年四月二二日法律第一七号)

この法律は、平成二九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一四号)

この法律は、平成三〇年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三二年四月二六日法律第一五号)

この法律は、平成三二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和二年四月二四日法律第二〇号)

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和三年四月一四日法律第二〇号)

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。